

## 6. 山形県国民宿舎竜山荘

### (1) 施設の概要

施設名	山形県国民宿舎竜山荘
施設所管課	観光文化スポーツ部 観光立県推進課
条例・規則等	山形県国民宿舎条例 山形県国民宿舎条例施行規則
設置目的(条例による)	山形県国民宿舎竜山荘は、すぐれた自然環境の中において、健全で快適・低廉な価格により、当施設を利用していただくことにより、国民が広くレクリエーション及び健康の増進が図れることを目的とする。
開設年月日	昭和 39 年 3 月 31 日
所在地	山形市蔵王温泉字川前 938 番の 4
敷地面積	2,285.14 m <sup>2</sup>
建物構造	鉄筋コンクリート造(地下1階、地上4階)
延床面積	1,945.75 m <sup>2</sup>
主な施設	宿泊定数：82名 客室：18室(和室) 大広間：1室(45畳) 駐車場：20台収容 浴室：かけ流し温泉 男女各1 その他：カラオケルーム、囲炉裏場
主な建設費 (単位：千円)	文書保存年限を経過しているため不明
平成 29 年度 指定管理者	株式会社東北ホテルシステムズ
県費負担(実績)	平成 29 年度 指定管理料以外の負担なし
施設の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・蔵王温泉、蔵王スキー場といった国内有数の観光地である山形市蔵王に立地</li> <li>・高齢者層の利用が多い</li> <li>・強酸性硫黄泉(pH1.45)の「かけ流し温泉」</li> <li>・建築から50年以上経過し、施設本体及び設備の経年劣化が進行している。</li> <li>・館内にエレベーターがない</li> </ul>



(写真：竜山荘全景)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	社団法人山形県観光 物産協会	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	社団法人山形県観光 物産協会	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	株式会社山形インコ ーポレーション	公募	2団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	株式会社東北ホテル システムズ	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 8 月 18 日から平成 26 年 9 月 26 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 株式会社東北ホテルシステムズ

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県商工労働部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む計 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	施設の設置目的と管理運営方針
	収支計画の適格性及び実現の可能性
	施設の維持管理の適格性
	労働法令の遵守
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
	管理運営に有益な地域における活動（地域貢献）
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正かつ確実にを行う能力を有すること	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	財務状況及び経営的基盤
V その他	利用者要望への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開

エ 選定結果（審査評価）

98.4 点（150 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の設置目的を理解した上で、適切な管理運営方針が示されている。
- ・施設の平等な利用確保の取組みが示されている。
- ・利用者の増加を図るための具体的手法が示されている。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・利用者から苦情や要望の把握及びそれらへの対応体制が整っている。
- ・防災対策、緊急時対策が十分である。

(3) 施設の利用状況

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
宿泊	利用者数	総計	5,041人	3,633人	3,757人	4,142人	3,458人
		1日平均	13.8人	10.0人	10.3人	11.4人	9.5人
	平均利用率		16.8%	12.1%	12.5%	13.8%	11.6%
	平均客室稼働率		29.0%	21.2%	25.0%	30.5%	21.9%
休憩	利用者数	総計	2人	18人	38人	51人	11人
		1日平均	0.0人	0.0人	0.1人	0.1人	0.0人
会議室 利用	利用件数	0件	0件	0件	0件	0件	

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
	予算	決算									
収 入	指定管理料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	利用料	60,092	42,294	63,786	32,108	54,293	32,094	40,720	34,564	39,940	29,956
	その他収入	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	収入計	60,092	42,294	63,786	32,108	54,293	32,094	40,720	34,564	39,940	29,956
支 出	原価	13,736	10,072	14,595	7,759	17,915	9,158	13,437	8,143	9,663	6,637
	人件費	22,455	15,036	23,859	13,592	18,828	11,379	14,122	10,421	15,098	10,283
	一般管理費	22,732	12,191	23,954	10,718	17,454	9,390	13,091	12,206	13,433	9,121
	支出計	58,923	37,301	62,408	32,069	54,197	29,929	40,650	30,772	38,194	26,042
収支差額		1,168	4,993	1,378	39	96	2,164	70	3,791	1,746	3,913

(5) 指定管理者との主な協定内容

①主な業務内容

- ・ 国民宿舎の施設及び設備の維持管理に関する業務
- ・ 国民宿舎の運営に関する業務
- ・ 利用料金の徴収に関する業務
- ・ その他国民宿舎の管理に関し委託者が必要と認める業務

②管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物、機械設備等）の保守点検	○	
施設・設備の維持管理（清掃等を含む。）	○	
施設・設備の修繕	（*）	
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一時的責任は指定管理者にある。）	○	○
業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報の漏えい等による利用者等への対応	○	
事故、火災による施設損傷の回復（一時的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責任は指定管理者ある。）	○	○
施設の火災共済保険の加入	○ (任意)	
施設賠償責任保険の加入	○ (任意)	
利用者調整・利用者意見の対応	○	
利用料金の設定（県が定める一定の枠内。）	○	
自然災害等不可抗力による施設の損傷の回復		○
包括的な管理責任		○

（\*）施設・設備の修繕等の業務分担

基本的な考え方

○原則として、効用持続年数を維持するために必要な維持修繕は、施設の管理に付

随するものであるため指定管理者が実施し、それ以外は県が実施する。

○指定管理者は、建物の改築又は修繕、機械装置等の新設又は修繕及び備品の購入に当たっては、あらかじめ県と協議し、承認を受けなければならない。

区分	項目	内容	指定管理者	県
建物	改築又は大規模修繕 (1,000万円以上)	躯体、基礎軸組、 鉄筋部分等の取替 え等		○
	上記以外の修繕* <sup>1</sup> (改 築、改装等を含む)		○	○
	維持修繕等		○	
機械設備	新設及び更新		-	-
	機械・設備本体に係る 修繕* <sup>2</sup>		○	○
	維持修繕等		○	
工具器具 備品	購入		○	
	維持修繕等		○	

\*1 「上記以外の修繕」の実施については、両者の協議としているが、協議に付する目安は、一件当たりの所要額（見込み）が10万円以上の修繕とし、それ未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする。

\*2 「機械・設備本体に係る修繕」の実施については、両者の協議事項としているが、協議に付する目安は、一件当たりの経費見込が10万円以上の修繕とし、それ未満の修繕については、指定管理者が実施するものとする。

### ③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
-	-	0円

### ④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
法令、税制等 の変更	施設の管理運営に影響を及ぼすもの（法令変更に伴い、施設・設備の改修又は整備が必要となる場合等）		○
	上記以外のもの	○	
物価等の変動	人件費、物品購入費、光熱水費等の物価変動、金利変動に伴う経費の増	○	
	施設の管理運営に支障が生じる大幅なもの	別途協議	
利用者数の変動	当初の利用見込み数との増減	○	
利用料金収入の変動	当初の利用料金収入と見込みとの増減	○	
	利用料金収入未収による収入減	○	
運営費の膨張	県以外の要因による運営費の膨張	○	
資金調達等	管理運営上必要な初期投資、資金の確保	○	
施設・設備の損傷	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの	○	
	施設的设计・構造上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	別途協議	
利用者や第三者への賠償	指定管理者の管理運営上の瑕疵によるもの	○	
	施設的设计・構造上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	別途協議	
不可抗力	県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない外的要因（予見不可能なもの）による施設・設備の修復等、管	別途協議	

	理運営経費の増加又は事業履行不能		
運営	県の責めに帰すべき要因による休館又は閉館		○
	上記以外のもの	別途協議	

## (6) 監査の結果

### ① 県有備品の管理について

当施設の現地調査時（11月16日）、県が指定管理者に貸与している備品について備品一覧表をもとに現物との照合を実施した結果、備品の設置場所、保管場所が明らかでなく、現物の確認をすることができないものがあった。

備品一覧表には、設置場所を記載する欄が設けられているものの、県有備品の全てについて、設置場所欄には「竜山荘」と記載されているのみであり、施設内のどこに設置されているのか特定に時間を要するものがあった。

また、山形県財務規則第155条によれば、「会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票をもつて標示をしなければならない。」と規定している。

しかし、県が貸与する備品について備品標示票が貼付されているか否か確認した結果、以下のものについて、備品標示票が貼付されていなかった。

物品番号	品名
1010001666	検食用冷凍庫
1010002766	ガス貯蔵式湯沸器
1997005894	検食用冷凍庫

さらに、「物品番号1997005894 検食用冷凍庫」については、現地調査時現在、使用されていない状態であった。

指定管理者が県有備品を使用しない状況となった場合、県は指定管理者が十分なサービスを提供することができるか否か確認をする必要がある。

しかし、県と指定管理者との包括協定書等には、県有物品について、修繕を要するものや本来の用途に供することができないと認められるものが生じた場合に、速やかに県へ報告しなければならないことと規定しているが、使用しない状況になった場合の報告を求める規定は存在しない。

上記のように、県が貸与する備品について、現物の所在が確認できないもの、備品標示票の貼付がなされていないもの、現在使用されていないものが散見され

た。

県は、毎年一度10月から11月頃に行う県有施設の指定修繕要望箇所についての現地調査の際に、県担当者が県有備品の現物と備品台帳の照合確認を実施しており、あわせて備品の使用状況についても確認し、現況の変更や備品標示票の未貼付等の不備があった場合は速やかに対応することとしているとのことである。

また、県有備品に故障や異常が生じた場合については、随時、指定管理者から報告を受けることとなっている。

(備品台帳の記載について)

県は、県有備品現物と備品台帳の照合確認を容易に行うことができるようにするため、備品台帳上の個々の県有備品の設置場所又は保管場所の記載について、施設内における設置場所・保管場所を特定できる記載方法へ変更することを検討されたい。【意見】

(県有備品への備品標示票の貼付について)

県は、備品標示票の貼付されていない県有備品について、備品の所有権を明確にし、定期的実施する備品台帳との照合確認を容易に行うことができるようにするため、山形県財務規則第155条の規定に従い、所定の備品標示票を貼付すべきである。【指摘事項】

(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)

県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県へ報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。【意見】

②設備の保守管理業務について

管理運営業務仕様書によれば、指定管理者は設備の保守管理業務として、飲料水貯水槽清掃及び水質検査（受水槽清掃：年1回、高架水槽清掃：年1回、水質検査：年1回）、消防用設備保守点検（機器点検：年1回、総合点検：年1回）、暖房用温水ヒーター及び給湯用ボイラー保守点検（暖房用真空ヒーター洗缶整備：年1回、暖房用オイルバーナー分解清掃：年2回、給湯用缶体点検：年1回、給湯用オイルバーナー分解清掃：年4回）等といった各種定期点検、法定点検を行うこととされており、自主点検又は外部委託により実施している。

県は、毎月指定管理者より提出される月次の事業報告書において、各種定期点検、法定点検の実施状況を確認している。

しかし、県が月次の事業報告書により確認できるのは、各種定期点検、法定点検実施の事実のみであり、点検の結果、不備、不具合などの有無、その内容、その措置状況等については確認することができない。

また、管理運営業務仕様書に示されている当施設において実施すべき保守点検業務等は、その種類が多岐にわたり、年に複数回実施しなければならないものも存在する。

(保守管理業務の県に対する報告について)

県は、指定管理者が実施した各種定期点検、法定点検の結果について、当該点検を実施した旨のみの報告ではなく、当該点検を実施した結果、不備、不具合などの有無、その内容、措置状況等について、指定管理者へ詳細な報告を求めることを検討されたい。【意見】

(保守点検業務等の進捗管理について)

県は、指定管理者が管理運営業務仕様書に示されている回数の保守点検業務等を確実に実施していることを確認するため、点検結果の一覧等を作成し進捗状況の把握に努められたい。【意見】

③事業報告書の確実な確認について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成 17 年 3 月 22 日山形県規則第 8 号）第 4 条の規定により、毎年度、管理業務に係る事業報告書を作成して県に提出する必要がある。

また、提出された事業報告書については、ガイドラインにおいて、県が現地調査や証拠書類等により確認を行うことを定められており、かつ「山形県国民宿舎竜山荘の管理運営に関する包括協定書」の「事業報告等 第 25 条」で指定管理者は、管理業務に要した経費の収支に関する帳票その他事業に係る記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、県が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならないとされている。

県は、収支決算書の適正性についての確認は、指定管理者が年に一度開催する「決算状況説明会」へ出席し、指定管理者の取引金融機関の担当者とともに決算内容についての説明を受け、詳細については、その場において適宜質問等により確認しているが、収支決算書の数値の根拠となる資料（残高試算表・総勘定元帳等）までは求めていない。

(指定管理者作成の収支決算書の適正性の確保及び経理状況の報告への速やかな対応について)

県は、指定管理者に事業報告書中の収支決算書の内容について、現地調査の実施や必要に応じて証拠書類（残高試算表・総勘定元帳等）の提出を求め、確認することにより、その適正性を確保することが求められる。また、指定管理者がいつ県から報告を求められても常に経理状況を明らかにできるように、証拠書類の保管を含め、適切な指導を行うことが必要である。【指摘事項】

#### ④指定管理業務に係る現金管理について

指定管理者は、経理の状況について市販の会計ソフトを用いて、指定管理業務と指定管理業務以外の業務に分け、それぞれ部門を設定し管理している。

指定管理業務に係る現金管理については、会計ソフトから出力される現金出納帳により管理している。

しかし、会計システムへの伝票入力日々行われているわけではなく、3日に1回程度行われている状況であり、日々の業務終了後に保有する現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を適時に把握することができない。

また、指定管理業務の決算期が3月であるのに対し、指定管理者の会社決算期は9月であるため、会社の決算作業、税務申告作業が完了しないと会計システムの年度更新ができないということから、10月1日以降、現地調査日(11月16日)までの間に行われた現金の入出金について出納記録がなされていない状況であった。

#### (指定管理業務に係る現金管理について)

会計システムへの伝票入力については、業務運営の効率性を考えれば、数日に1度まとめて伝票入力作業を行うということもやむを得ないと考えられるが、少なくとも現金の出納記録については、入出金の都度行うべきであり、会計システムの年度更新という都合上、伝票入力ができないということであれば、手書きの現金出納帳の記入等で、入出金記録の漏れを防止することが求められる。

県は、指定管理業務に係る現金管理について、現金の実際有高と照合すべき帳簿残高を把握できるようにするため、適時適切な入出金記録を行うよう指導することが必要である【指摘事項】

#### ⑤施設設備の状況等について

現地調査における施設巡回時に、トイレ天井の一部破損や食堂の手洗い器の不具合など修繕等が必要と思われる箇所が見受けられた。これらは施設利用者の目

に触れることが考えられ、施設の印象にも関わるため、計画的に修繕等を進めることが必要である。

(施設設備の計画的な修繕等について)

県は、適切なサービスの提供やリピーター確保の観点から、指定管理者と適宜協議を行いながら、利用される施設設備について計画的な修繕等を進めることが必要である【指摘事項】

⑥施設の老朽化等に伴う施設管理・運営について

竜山荘は昭和39年3月31日の開設であり、開設後50年以上を経過している。施設の老朽化に伴い、水回り全般、配管設備や入浴所の床暖房等について、今後修繕等が必要になると考えられる。将来的にも事業の継続を前提とした場合、県の負担となる改築や大規模な修繕が必要となってくるものとする。

(今後の施設管理・運営の在り方について)

事業継続を前提とした場合、改築や大規模修繕等が必要となることが考えられるため、施設修繕に係る中長期的な見通しを踏まえながら、事業継続の必要性も含めた今後の施設管理・運営の在り方について検討を進めることが必要である。

【意見】

## 7. 山形県源流の森

### (1) 施設の概要

施設名	山形県源流の森															
施設所管課	農林水産部 林業振興課															
条例・規則等	山形県源流の森条例 山形県源流の森条例施行規則															
設置目的(条例による)	野外学習やレクリエーション等の場を提供することにより、県民の森林に対する理解向上や保健・休養及び自然愛護思想の向上に資する。															
開設年月日	平成9年7月1日															
所在地	西置賜郡飯豊町大字須郷、同町大字上原、同町大字数馬及び同町大字小坂地内															
敷地面積	1,810,380 m <sup>2</sup>															
建物構造	—															
延床面積	—															
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 森林公園（建物敷地・林地・駐車場・芝生広場・管理道路）</li> <li>・ 野外活動施設（森のアトリエ・ロッジ・シェルター・炭焼小屋・水車小屋・野鳥観察小屋・展望台他）</li> <li>・ 休養施設（休憩棟他）</li> <li>・ 遊戯施設（冒険の森遊具他）</li> <li>・ 管理施設（源流の森センター他）</li> </ul>															
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・ 土地</td> <td style="text-align: right;">248,209</td> </tr> <tr> <td>・ 建物</td> <td style="text-align: right;">600,434</td> </tr> <tr> <td>・ 舗庄</td> <td style="text-align: right;">603,424</td> </tr> <tr> <td>・ 橋梁</td> <td style="text-align: right;">447,285</td> </tr> <tr> <td>・ その他工作物</td> <td style="text-align: right;">429,537</td> </tr> <tr> <td>・ 樹木</td> <td style="text-align: right;"><u>237,252</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合計</td> <td style="text-align: right;">2,566,141</td> </tr> </table>		・ 土地	248,209	・ 建物	600,434	・ 舗庄	603,424	・ 橋梁	447,285	・ その他工作物	429,537	・ 樹木	<u>237,252</u>	合計	2,566,141
・ 土地	248,209															
・ 建物	600,434															
・ 舗庄	603,424															
・ 橋梁	447,285															
・ その他工作物	429,537															
・ 樹木	<u>237,252</u>															
合計	2,566,141															
平成29年度 指定管理者	公益財団法人 山形県みどり推進機構															
県費負担（実績）	平成29年度 1,301千円（指定管理料以外）															
施設の特徴	白川湖畔にあり降雪期（12～4月）は閉鎖。															

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	財団法人山形県みどり推進機構	公募	1団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	財団法人山形県みどり推進機構	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	財団法人山形県みどり推進機構 ※平成25年4月1日より公益財団法人に移行	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成32年3月31日	公益財団法人山形県みどり推進機構	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成26年8月15日から平成26年9月25日まで

イ 申請団体 (1団体)

団体名 公益財団法人山形県みどり推進機構

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県農林水産部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む5名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 共通事項	管理運営の基本方針
	収支計画の適切性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果

Ⅲ 施設の設置目的の効果的かつ効率的な達成	利用者の増加を図るための具体的手法
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設維持管理の内容、的確性及び実現可能性
Ⅳ 適正かつ確実な施設の管理能力	安定的な運営が可能となる人的能力・運営体制
	安定的な運営が可能となる経営基盤
	同種施設の管理・運営実施の有無

エ 選定結果（審査評価）

68.8点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設管理のノウハウを持ち、当該施設の設置目的を踏まえた運営方針が提案されている。
- ・生活弱者への配慮やリスクアセスメントなどの取組みが図られている。
- ・利用者のメリットを考慮した提案内容となっている。
- ・地域と密着した具体的な事業が計画されている。
- ・人材配置や組織体制が適切である。
- ・同種・類似施設の管理運営実績がある。

（3）施設の利用状況

（単位：人）

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
入園者	70,229	68,085	74,668	65,975	72,606
センター来館者	13,826	15,505	15,535	12,392	13,316
陶芸教室	1,114	1,179	1,568	1,307	1,240
クラフト教室	1,188	1,277	1,219	1,456	1,485
冒険の教室	1,040	1,161	1,077	802	1,186
森林案内	1,504	1,050	1,113	813	982
合計	88,901	88,257	95,180	82,745	90,815

（※）入園者は巡視時の駐車台数から推計、センター来訪者は職員によるカウンター計測、それ以外は受付者数。いずれも延べ人数。

(4) 収支の推移状況 (単位：千円)

科目		平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
		予算	決算								
収 入	指定管理料	42,214	42,172	41,964	47,113	43,200	44,796	43,200	44,192	43,200	44,501
	利用料	650	417	700	477	500	471	525	376	550	429
	自主事業	-	1,698	-	1,685	-	1,927	-	2,166	-	2,256
	収入計	42,864	44,289	42,664	49,275	43,700	47,195	43,725	46,736	43,750	47,186
支 出	施設管理費	20,474	17,524	20,474	20,833	17,274	16,900	17,424	16,600	17,224	17,627
	運営費	14,100	18,439	13,900	18,423	15,430	19,185	15,370	20,745	15,595	20,237
	事務費	8,290	10,234	8,290	10,435	7,035	10,157	10,931	8,769	10,931	8,213
	支出計	42,864	46,198	42,664	49,692	43,700	46,242	43,725	46,115	43,750	46,078
収支差額		-	-1,909	-	-416	-	953	-	620	-	1,107

(※) 施設管理費は、修繕費等の保守費用・水道光熱費・植物管理費等を含む。

運営費は、人件費・材料費・IP活動費等を含む。

事務費は、人件費・需用費等を含む。

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・施設の維持管理に必要な物品の維持管理に関する業務
- ・施設の管理運営に関する業務
- ・施設の管理運営に係る総務・経理に関する業務
- ・事業計画書・事業報告書の作成及び報告に関する業務
- ・利用料金の徴収に関する業務
- ・利用料金の減免に関する業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設の保守点検	○	
施設の維持管理	○	
施設の修繕 (原則として県が負担するが、一定金額 (年度協定書で合意) の範囲内の小規模修繕は指定管理者が負担)	○	○
安全衛生管理	○	

制限行為の許可		○
事故・火災などによる施設の損傷（事案による）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（事案による）	○	○
施設の火災共済保険加入		○
包括的な管理責任		○

### ③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	8,171,000 円
	平成 29 年 6 月	9,330,000 円
	平成 29 年 8 月	7,600,000 円
	平成 29 年 10 月	7,450,000 円
	平成 29 年 12 月	7,100,000 円
	平成 30 年 2 月	4,850,000 円

### ④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は包括協定書等にその定めがない。

## (6) 監査の結果

### ①事業報告書の記載について

当施設に関しては、指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額が記載されるのみで計画値（予算）並びに計画と実績の差異を示す記載がされていない。

包括協定書では、事業計画書の記載事項に特段の定めはなく、事業報告書に関しては「料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等」（第 24 条 1 項(3)）となっているのみであり、明確に収支計画値の記載を要求しているわけではない。

しかし、事業報告書は「原則としてその全部を情報公開窓口で公開すること」（「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2(4)③）とされており、県民の縦覧に供される資料でもある。したがって、計画された事業についてどれだけの予算が立てられ、それに対し結果はどうであったのかを明らかにすることで、当該報告書の利用者の理解に資することになり、情報公開の趣旨にも沿うことになると考えられる。

また、自主事業に関しては、事業計画書においてイベントごとに具体的な計画

(開催月日・定員・参加費等)が記載されているもの、事業報告書においては当該計画に対応した結果が明示されていない。

包括協定書では、事業報告書の記載事項として「自主事業の実施状況に関する事項」(第24条1項(4))が挙げられているとともに、上記と同様に報告書の利用者の理解に資する観点からも、事業計画書に対応する形式での結果の報告(いつ開催されたか否か、参加者は何人だったか等)が必要であると考えられる。

さらに、自主事業にかかる収支については、事業報告書の収支状況において収入のみが別掲されており、支出は全体の施設管理費・運営費・事務費に含まれて計上され、自主事業にかかる支出が明らかとなっていない。

県では、自主事業を「施設の設置目的に沿い、かつ管理業務の実施を妨げない範囲で、自己の責任と費用により実施する事業」と規定しており(「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2(4)④事業計画書の内容例より)、指定された管理運営とは別にサービスの向上を図るために企画されたものとの位置づけをしている。したがって、当該自主事業にかかる収支は、本来の管理業務分とは区分して報告されるべきことになると考えられる。

(事業報告書の記載について)

指定管理者が提出する事業報告書において、収支実績額を記載するのみでなく、計画値(予算)並びに計画と実績の差異を示す記載を行うよう指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。

また、自主事業の実施結果について、事業計画書の記載と対応する形で実績の記載を行うよう指定管理者に指導すべきである。

さらに、自主事業にかかる支出について、他の業務から区分して報告するよう指定管理者に指導すべきである。【意見】

## 8. 弓張平公園

### (1) 施設の概要

施設名	弓張平公園	
施設所管課	県土整備部 都市計画課	
条例・規則等	山形県都市公園条例 山形県都市公園条例施行規則	
設置目的(条例による)	自然保護との調和を図りながら、県民の健康増進、スポーツ・レクリエーションの推進、自然体験・学習、環境保全意識の育成を目指す。	
開設年月日	昭和 56 年 6 月 8 日	
所在地	山形県西村山郡西川町大字月山沢～志津	
敷地面積	114.4ha	
建物構造	－	
延床面積	－	
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パークプラザ（体育館）</li> <li>・オートキャンプ場（コテージ）</li> <li>・テニスコート</li> <li>・陸上競技場</li> <li>・野球場</li> <li>・運動広場</li> <li>・芝生広場</li> <li>・遊具</li> </ul>	
主な建設費 (単位：千円)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・測量試験費            392,197</li> <li>・工事費                6,075,096</li> <li>・用地補償費           473,232</li> <li>・備品購入費            27,973</li> <li>・負担金                62,428</li> <li>・事務費                302,767</li> </ul>	<hr style="width: 100%;"/> 合計                7,333,693
平成 29 年度 指定管理者	弓張平公園指定管理企業共同体	
県費負担（実績）	平成 29 年度 54,095 千円（指定管理料以外）	
施設の特徴	月山山麓にあり降雪期（11～5月）は閉鎖。周辺施設に県立自然博物館。	

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	西川町総合開発 株式会社	公募	4団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	西川町総合開発 株式会社	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	西川町総合開発 株式会社	公募	2団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	弓張平公園指定管理 企業共同体	公募	2団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成26年8月22日から平成26年10月3日まで

イ 申請団体（2団体）

団体名 弓張平公園指定管理企業共同体

その他1団体

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む6名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の的確性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施	管理経費における経済性

設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
	地域貢献
Ⅳ 事業計画書に沿って施設の管理を適正に行う能力を有する	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
	財務状況及び経営基盤
Ⅴ その他	利用者等からの苦情等への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開への取組
	環境への配慮

エ 選定結果（審査評価）

62.0点（100点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の理解、管理運営方針が適切である。
- ・施設の機能や設備を十分に活用した自主事業の具体的な提案がある。
- ・安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制である。
- ・財務状況が安定的である。
- ・緊急時の対応や個人情報保護・情報公開の取組が勝っている。

（3）施設の利用状況

（単位：人）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
有料	スポーツ区 利用者	5,576	6,221	5,537	5,250	4,778
	オートキャンプ場 利用者	3,977	4,009	5,853	5,309	5,794
	計	9,553	10,230	11,390	10,559	10,572
無料	植物園区・自然体 験区利用者	38,658	39,571	48,292	48,116	44,224

（※）有料利用者数は受付数を集計、無料利用者数は駐車場停車台数より推計。いずれも延べ人数。

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算									
収入	指定管理料	68,000	69,290	69,711	69,711	68,000	69,221	68,000	68,000	68,859	68,859
	利用料金	10,200	9,482	10,500	8,702	10,720	10,383	10,720	8,495	10,720	8,031
	自主事業	1,697	2,353	1,697	2,389	9,336	2,874	9,336	1,962	9,336	1,678
	その他	400	74	400	-	-	135	-	60	-	45
	収入計	80,297	81,199	82,308	80,752	88,056	82,613	88,056	78,517	88,915	78,613
支出	維持管理費	67,160	66,720	68,500	63,631	51,150	50,274	51,150	49,993	52,009	49,445
	人件費					17,012	18,720	17,012	16,347	17,012	15,900
	光水熱費	3,800	5,248	4,100	5,257	5,200	4,534	5,200	4,544	5,200	5,052
	保守費用	4,520	1,680	4,600	4,120	4,600	3,785	4,600	3,906	4,600	4,223
	その他経費	2,220	1,980	2,250	3,531						
	自主事業	1,976	1,497	1,976	1,556	9,336	3,435	9,336	2,633	9,336	1,425
	支出計	79,676	77,125	81,426	78,095	87,298	80,748	87,298	77,424	88,157	76,045
収支差額	621	4,074	882	2,657	758	1,865	758	1,093	758	2,568	

(※) 維持管理費は主として恒常的に発生する修繕費等であり、平成 25～26 年度は人件費も含まれている。

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・公園内における物品販売・集会・募金署名運動・写真撮影・広告物の表示等の行為許可に関する業務
- ・有料施設の使用許可に関する業務
- ・行為許可及び有料施設の使用許可の取り消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- ・その他本公園の管理に関し県が必要と認める業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物・工作物・機械等）の保守点検	○	
施設の安全点検	○	
施設の維持管理	○	

施設・備品の修繕（1件当たり30万円の 小規模修繕は原則、指定管理者が負担。大 規模な改修費は県が対応。）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一時的責任は指定管理者に ある。）	○	○
事故・火災・災害などによる施設の損傷（一 時的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責 任は指定管理者にある。）	○	○
施設火災共済保険加入（加入施設は県が判 断）		○
施設賠償責任保険加入（利用者の被災等）	○	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
包括的な管理責任		○
占有許可（指定管理者は受付業務）	○	○
都市公園法に基づく施設設置・管理許可		○
有料公園施設使用許可	○	
行為許可	○	
利用の禁止又は制限	○	
許可の取消し、効力の停止及び条件の変更	○	○
行為の中止・原状回復・退去命令		○
施設の休業日及び使用時間の設定	○	
利用料金の設定（県が定める使用料の額の 範囲内）	○	
利用料金の減免	○	

### ③経費負担

平成29年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成29年4月	17,859,000円
	平成29年7月	27,000,000円
	平成29年10月	22,500,000円
	平成30年1月	1,500,000円

④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
物価変動・法令等の変更	物価変動・法令・基準等の変更に伴う経費の変動	○	
	上記のうち、施設の管理運営に大きく影響を及ぼすもの		○
施設・備品の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等	○	
	上記以外であらかじめ取り決めた規模・年上限額以下のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の閉鎖	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設が供用できない場合	○	
	上記以外で施設の管理運営に影響を及ぼすもの（戦争、天災、県の指示によるもの）		○

(6) 監査の結果

書面監査の結果、指摘すべき事項は認められなかった。

## 9. 最上中央公園

### (1) 施設の概要

施設名	最上中央公園												
施設所管課	県土整備部 都市計画課												
条例・規則等	山形県都市公園条例 山形県都市公園条例施行規則												
設置目的(条例による)	最上地域を象徴する新しい空間や広域レクリエーションの場の形成により、最上地域の活性化に寄与する。												
開設年月日	平成 11 年 12 月 1 日												
所在地	新庄市大字金沢												
敷地面積	6.5ha												
建物構造	—												
延床面積	—												
主な施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すぽーていあ（屋内多目的施設）</li> <li>・広場</li> <li>・修景池</li> <li>・遊具</li> <li>・駐車場</li> </ul>												
主な建設費 (単位：千円)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">・測量試験費</td> <td style="text-align: right;">209,889</td> </tr> <tr> <td>・工事費</td> <td style="text-align: right;">1,828,330</td> </tr> <tr> <td>・用地補償費</td> <td style="text-align: right;">1,732,226</td> </tr> <tr> <td>・備品購入費</td> <td style="text-align: right;">4,382</td> </tr> <tr> <td>・事務費</td> <td style="text-align: right;">96,901</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">3,871,728</td> </tr> </table>	・測量試験費	209,889	・工事費	1,828,330	・用地補償費	1,732,226	・備品購入費	4,382	・事務費	96,901	合計	3,871,728
・測量試験費	209,889												
・工事費	1,828,330												
・用地補償費	1,732,226												
・備品購入費	4,382												
・事務費	96,901												
合計	3,871,728												
平成 29 年度 指定管理者	一般財団法人新庄市体育協会												
県費負担（実績）	平成 29 年度 3,190 千円（指定管理料以外）												
施設の特徴	新庄駅前徒歩圏内にある。近隣にも屋内体育施設（新庄市体育館）。												



(写真：最上中央公園)

(2) 指定管理者の選定経緯等

①指定管理者指定の経過

指定期間	指定管理者	公募・非公募	申請者数
(第1期) 平成18年4月1日 ～平成21年3月31日	新庄市	公募	3団体
(第2期) 平成21年4月1日 ～平成24年3月31日	新庄市	公募	1団体
(第3期) 平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	新庄市	公募	1団体
(第4期) 平成27年4月1日 ～平成30年3月31日	一般財団法人 新庄市 体育協会	公募	1団体

②指定管理者の直近の募集及び選定状況

ア 募集期間

平成 26 年 8 月 22 日から平成 26 年 10 月 3 日まで

イ 申請団体（1 団体）

団体名 一般財団法人新庄市体育協会

ウ 審査の方法

選定基準に基づき、山形県県土整備部指定管理者審査委員会（弁護士、公認会計士、大学教授の外部有識者を含む 6 名で構成）の審査を経て候補者を選定した。

審査基準	審査項目
I 基本事項	管理運営の基本方針
	収支計画の的確性
II 施設の平等利用の確保	平等利用を図るための具体的手法と期待される効果
III 事業計画書の内容が施設の目的を効果的かつ効率的に達成することができること	管理経費における経済性
	サービス向上を図るための具体的手法
	施設の維持管理の内容の妥当性
	利用者の増加を図るための具体的手法
IV 事業計画書に沿って施設の管理を適正に行う能力を有する	地域貢献
	安定的な運営が可能となる人的能力及び運営体制
V その他	財務状況及び経営基盤
	利用者等からの苦情等への対応
	緊急時の対応
	個人情報保護及び情報公開への取組
	環境への配慮

エ 選定結果（審査評価）

60.4 点（100 点満点）

オ 主な選定理由

- ・施設の理解、管理運営方針が適切である。
- ・施設の機能や設備を十分に活用した自主事業の具体的な提案がある。
- ・地域の関係者との連携の具体的な提案がある。
- ・財務状況が安定的である。

（3）施設の利用状況

（単位：人）

区分		平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
有 料	すば一ていあ 利用者	26,028	22,522	19,428	18,564	19,815
	すば一ていあ 利用者	6,438	5,209	3,823	5,110	5,127
無 料	すば一ていあ以外 利用者	19,313	20,420	17,266	12,356	158,207
	計	25,751	25,629	21,089	17,466	163,334

（※1）すば一ていあ利用者は利用日誌を集計、それ以外の利用者は来園者の実測により集計。いずれも延べ人数。

（※2）平成 29 年度のすば一ていあ以外の施設（広場等）利用者は、主として新庄雪まつりの開催に伴うものである。

(4) 収支の推移状況

(単位：千円)

科目	平成 25 年度		平成 26 年度		平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		
	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	予算	決算	
収入	指定管理料	19,764	19,764	20,449	20,449	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936	19,936
	利用料	4,800	4,614	4,800	4,772	4,700	3,817	3,800	3,637	3,550	3,242
	自主事業	-	-	-	-	20	-	20	78	75	125
	その他	-	-	-	-	70	146	110	328	300	484
	収入計	24,564	24,378	25,249	25,221	24,726	23,899	23,866	23,979	23,861	23,787
支出	すぼーてい あ管理費	9,896	9,079	9,986	9,760	9,735	9,701	9,648	10,224	9,832	10,456
	(内, 人件費)	(4,500)	(4,496)	(4,666)	(4,666)	(4,735)	(5,105)	(4,948)	(5,903)	(5,300)	(5,941)
	園内施設緑 地管理	9,086	8,894	9,601	9,595	7,311	6,146	6,736	6,059	6,693	6,251
	駐車場	2,000	2,249	1,977	2,190	1,440	1,027	1,440	1,026	1,440	1,442
	委託料	3,207	3,213	3,277	3,383	5,272	4,596	5,102	4,662	4,889	4,619
	賃借料	375	62	408	64	408	296	308	295	297	292
	自主事業	-	-	-	-	560	420	200	143	250	306
	その他	-	-	-	-	-	426	432	628	460	531
	支出計	24,564	23,497	25,249	24,992	24,726	22,612	23,866	23,037	23,861	23,897
収支差額	-	881	-	229	-	1,287	-	942	-	-110	

(※) カッコ内は内書き。

(5) 指定管理者との主な協定内容

① 主な業務内容

- ・施設の維持管理に関する業務
- ・公園内における物品販売・集会・募金署名運動・写真撮影・広告物の表示等の行為許可に関する業務
- ・有料施設の行為許可に関する業務
- ・行為許可及び有料施設の使用許可の取り消し、効力の停止及び条件の変更に関する業務
- ・その他本公園の管理に関し県が必要と認める業務

② 管理業務に関する業務分担

管理業務に関する業務分担は以下のとおりである。

内 容	指定管理者	県
施設（建物・工作物・機械等）の保守点検	○	
施設の安全点検	○	
施設の維持管理	○	
施設・備品の修繕（1件当たり30万円の 小規模修繕は原則、指定管理者が負担。大 規模な改修費は県が対応。）	○	○
安全衛生管理	○	
災害時の対応（一時的責任は指定管理者に ある。）	○	○
事故・火災・災害などによる施設の損傷（一 時的責任は指定管理者にある。）	○	○
施設利用者の被災に対する責任（一時的責 任は指定管理者にある。）	○	○
施設火災共済保険加入（加入施設は県が判 断）		○
施設賠償責任保険加入（利用者の被災等）	○	
利用者調整、利用者意見への対応	○	
包括的な管理責任		○
占有許可（指定管理者は受付業務）	○	○
都市公園法に基づく施設設置・管理許可		○
有料公園施設使用許可	○	
行為許可	○	
利用の禁止又は制限	○	
許可の取消し、効力の停止及び条件の変更	○	○
行為の中止・原状回復・退去命令		○
施設の休業日及び使用時間の設定	○	
利用料金の設定（県が定める使用料の額の 範囲内）	○	
利用料金の減免	○	

### ③経費負担

平成 29 年度の指定管理料については以下のとおりである。

	支払時期	支払金額
前金払	平成 29 年 4 月	4,984,000 円
	平成 29 年 7 月	4,984,000 円
	平成 29 年 10 月	4,984,000 円
	平成 30 年 1 月	4,984,000 円

### ④リスク分担

本施設の管理業務に関するリスク分担は以下のとおりである。

項目	内容	指定管理者	県
物価変動・法令等の変更	物価変動・法令・基準等の変更に伴う経費の変動	○	
	上記のうち、施設の管理運営に大きく影響を及ぼすもの		○
施設・備品の修繕等	指定管理者の責めに帰すべき事由による施設の損傷等	○	
	上記以外であらかじめ取り決めた規模・年上限額以下のもの	○	
	上記以外のもの		○
施設の閉鎖	指定管理者の責めに帰すべき事由により施設が供用できない場合	○	
	上記以外で施設の管理運営に影響を及ぼすもの（戦争、天災、県の指示によるもの）		○

(6) 監査の結果

①使用しなくなった県有備品について

当施設の県有備品のうち、次の備品については現地調査日現在使用されておらず、施設の現状を踏まえると当施設では今後も使用が見込まれない状況である。

物品番号	品名
1-001-003546	セット* (ゲート 3、ボール 1、埋設管式)
1-001-003547	セット* (ゲート 3、ボール 1、埋設管式)
1-001-003548	テニス支柱
1-001-003549	テニス支柱
1-001-003550	テニス支柱

\* : ゲートボール用具一式

県では毎年 8 月に備品現品と備品台帳の照合確認を実施しており、遊休備品(十分使用可能であるが使用の必要がなくなったもので、管理換が可能な備品)、使用の必要がなくなった備品の有無について、報告を行っている。

平成 29 年度の照合確認を実施した備品一覧表では、上記 5 つの備品について確認のチェックマークが付され、遊休備品はない旨の報告がなされていた。

(備品現品と備品台帳の確実な照合確認の実施及び報告について)

県は、指定管理者が管理する県有備品についても備品台帳と確実に照合確認を行い、使用状況等についても指定管理者に確認の上実態を報告する必要がある。

**【指摘事項】**

また、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、県は指定管理者が行うサービスが十分かを確認する必要がある。しかし、県と指定管理者との包括協定書では、県有財産の形状及び形質等を変更する場合、処分しようとする場合、滅失し、又は損傷したときには報告を求めることとしているが、使用しない状況になった際の報告を求める明文規定がない。

(県有備品を使用しなくなった場合の報告義務の包括協定書への明記について)

県は、指定管理者が県有備品を使用しない状況になった場合、指定管理業務が十分に行えるかを確認できるように、包括協定書に、使用しない状況になった場合に速やかに県に報告しなければならない旨の文言を明記することを検討されたい。**【意見】**

## ②物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票の追記について

当施設の県有備品には、県の所有であることを示す備品標示票が貼付されている。これは、山形県財務規則（昭和39年3月23日山形県規則第9号）第155条に基づくものであるが、当施設の備品標示票は、いずれも物品番号欄がない又は印字が薄くなり見えない状態となっている。

「山形県財務規則」より抜粋  
(備品の標示)

第155条 会計管理者及び出納員又は物品管理者若しくは分任物品管理者は、その保管又は管理する物品のうち備品については、備品標示票（様式第114号）をもって標示をしなければならない。ただし、標示をすることが困難なものについては、その標示を省略し、又は適宜の標示をもってこれに替えることができる。

様式第114号（備品標示票）



備 品 標 示 票

  

物品番号	枝番
品名	
規格	

備考 用紙の寸法は、おおむね縦3.5センチメートル、横6.5センチメートルとすること。

### (備品標示票の追記について)

備品標示票を貼付する目的は、備品の所有権を明らかにし、かつ、物品番号を表示することで定期的な県有財産台帳との照合確認を容易にすることと考える。机やキャビネットなどの類似の備品が多数設置され、かつ、指定管理者が自ら購入した備品と併存している状況では、特に県有財産台帳との照合確認の必要性が高い。

物品番号の印字が薄くなり見えなくなった備品標示票については、物品番号を追記し、定期的な照合確認を容易に行えるようにする必要がある。【意見】

## ③管理業務に係る事業報告書の確実な確認について

指定管理者は、「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」（平成17年3月22日山形県規則第8号）第4条の規定により、毎

年度、管理業務に係る事業報告書（以下「事業報告書」という。）を作成して県に提出する必要がある。

「山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則」より抜粋

（事業報告書の作成及び提出）

第4条 指定管理者は、毎年度、その管理する公の施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、当該年度の終了後30日以内に知事等に提出しなければならない。ただし、年度の中途において地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間に係る事業報告書を作成し、知事等に提出しなければならない。

- （1）管理業務の実施状況及び利用の状況
- （2）公の施設の利用に係る料金の収入実績
- （3）管理業務に係る経理の状況
- （4）その他知事等が必要と認める事項

当施設に係る平成29年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び減免額について、減免何書と照合した結果、6月及び7月の金額が次のとおり相違していた。

①：事業報告書（抜粋） （単位：円）

	6月	7月	（参考）年度計
占用・行為料	1,235,500	0	45,273,970
占用・行為減免額	1,235,500	0	45,273,970

②：上記に対応して減免何書より監査人が集計

	6月	7月	（参考）年度計
占用・行為料	605,500	529,320	45,173,290
占用・行為減免額	605,500	529,320	45,173,290

③：照合結果（①－②）

	6月	7月	（参考）年度計
占用・行為料	+630,000	△529,320	+100,680
占用・行為減免額	+630,000	△529,320	+100,680

＋は過大、△は不足

事業報告書は、指定管理業務が、指定管理者が計画し県が承認した事業計画書に従って実施されたかを確認するための書類であり、翌年度以降の事業計画に反

映するためにも正確な記載が必要である。また、ガイドラインにおいて、県が現地調査や証拠書類等により確認を行うことを定めている。

「指定管理者制度導入手続き等に係るガイドライン」2（1）より抜粋

② 事業報告書の確認

- ・事業報告書については、補助事業等の実績確認に準じ（平成22年3月30日付け財第314号総務部長通知を参照）、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うこと。

（県による事業報告書の確実な確認について）

平成29年度の事業報告書の「利用料金収入実績、減免状況」に係る記載のうち、公園占用・行為料及び減免額の一部が減免何書と一致していない。

県は、事業報告書について、現地調査や証拠書類の提出等により確実に確認を行うとともに、正確な事業報告書の作成について指定管理者を指導する必要がある。【指摘事項】

④利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について

当施設の平成29年度利用料金還付申請書のうち2件について、還付申請書の日付と利用予定日の間が6日間であるにもかかわらず全額還付を行っていた。

「山形県都市公園条例」（昭和55年3月26日山形県条例第17号）では、原則として、指定管理者が収受した利用料金は還付しないものとしており、使用開始7日前までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき等に例外的に還付することができる定められている。

「山形県都市公園条例」より抜粋

第15条の5 指定管理者が収受した利用料金は、還付しないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- （1）第13条第2項の規定により許可を取り消されたとき。
- （2）災害その他指定管理者の許可を受けた者の責めに帰することができない理由により都市公園の使用ができなくなつたとき。
- （3）都市公園の使用開始前7日までに都市公園の使用の取消しを申し出たとき。

現地調査時に閲覧した還付申請書2件については、実際には使用予定の7日前の夜に電話でインフルエンザ発生のため使用取消しの申し出があり、翌日に窓口で還付申請書を記載した際に窓口訪問の日付を記載したものであるとのことであつた。

(利用料金還付申請書の「申出日」欄の追加について)

公の施設利用に当たっては不当な差別的取扱いをせず平等利用が求められ、指定管理者は条例を遵守して管理業務を行う必要がある。還付申請書の日付が条例で還付できるとされている使用開始前7日より後の日付となっている場合、外観的に条例に違反しているとの誤解を生じさせてしまうため、例えば、還付申請書に「申出日」欄を追記して指定管理者が記載・確認を行う運用とすることが望ましい。【意見】

⑤指定管理業務に係る預金口座の区分管理について

指定管理者制度は、地方公共団体等が行うべき公の施設の管理運営を、その他の法人等に対し、議会の決議をもって包括的に委任代行させるものであり、当該施設に基づき実施した事業に関連する金銭等の資産は地方公共団体等に帰属すべきものである。

したがって、指定管理料のみならず、利用料金等の収入や人件費・その他管理経費の支出にかかる現金預金の流れは、当然に指定管理者における他の事業から区分して経理されるべきであり、例えば預金口座などは指定管理業務専用の口座を開設して管理する必要がある。

県においても、一部の施設では、募集要項等で「指定管理者の他の事業と区別して専用の口座で経理」することを明記しているケースもある。

しかし、当施設においては、特定の預金口座の中で指定管理者としての管理業務にかかる収支とそれ以外の収支が混在しており、専用の口座による管理が行われていない。

(指定管理業務に係る預金口座の区分管理について)

当施設に関しては、指定管理者としての管理業務に係る専用の口座を設け、他の事業と区分して管理する方向で指定管理者と協議し、合意を得ることが望ましい。【意見】